

広島県告示第九百九十一号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号。以下「法」という。）第七条第一項及び第九条第一項の規定によって、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

令和八年十月一日

広島県知事 横 田 美 香

所在地	広島県尾道市因島田熊町亀甲山地内			
	土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域		
区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の表示及び法規
下谷（三一 一六）	急傾斜地の崩壊	下谷（三一 一六）	急傾斜地の崩壊	区域の表示及び法規 第九條第二項及び 第十條第一項の 規定による土砂災害 警戒区域等における 土砂災害防止対策 の施行に関する 法律（平成十八 年政令第八十 号）で定めらるる 事項
次の図のとおり		次の図のとおり		次の図のとおり

各区域について、「次の図」は、省略し、その図面を広島県土木建築局砂防課及び広島県東部建設事務所三原支所に備え置いて縦覧に供する。